

一般社団法人佐賀県自動車整備振興会

令和4年度第2回整備技術者認定資格教習等募集案内

この教習は、自動車整備技術者認定資格規則に基づく教習で修了者所属の事業者は「自動車整備技術コンサルタント」又は「自動車整備技術スーパーアドバイザー」の申請(更新を含む)をすることができます。
(本教習等を修了しただけでは「コンサルタント」、「スーパーアドバイザー」の資格を取得することは出来ません。)

※認定資格取得申請時には、必ず「認定証書」、「認定看板」、「認定バッジ」を購入(約24,000円)し、掲示して頂きます(義務付け)。

※認定資格取得更新申請時には、必ず「認定証書」、「認定看板用IDステッカー」を再購入(約6,000円)して頂きます(義務付け)。

- 1.募集種目： コンサルタント認定資格教習(更新を含む)
スーパーアドバイザー認定資格教習(更新を含む)
スーパーアドバイザー本教習
- 2.教習の期日(予定)：
コンサルタント及びスーパーアドバイザー認定資格教習：令和5年1月22日(日)
スーパーアドバイザー本教習：令和4年12月24日(土)、令和5年1月7日(土)、14日(土)、21日(土)
- 3.教習時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時の6時間
- 4.教習場所：一般社団法人佐賀県自動車整備振興会(佐賀県自動車整備商工組合教育センター)
〒849-0928 佐賀市若楠2丁目10番10号(Tel 0952-30-8181)
- 5.受講資格：次の条件を満たす者。
 - ①当会の会員事業場に在職している者
 - ②1級整備士又は2級整備士(2級シャシを除く)で、3年以上の実務経験を有する者
 - ③自動車免許証が有効である者
 - ④直近(令和2年度)の整備主任者研修(技術編)を受講した者
 - ⑤「認定証書」・「認定看板」・「認定バッジ」(3点セット)の購入・掲示に同意する者。
- 6.受講申込受付期間：令和4年12月1日(木)～12月9日(金)(土日除)
- 7.受講申込手続き：受講申込に必要な書類〔1式(①③等を含む)500円で販売〕
 - ①教習申込書1通
 - ②写真1枚(6ヶ月以内、脱帽、上半身、縦3cm×横2.4cm)
 - ③その他受講資格を証明する書類(整備士技能検定試験合格証書、講習修了証書、卒業証書、就業証明書等)
 - ④教習料：スーパーアドバイザー本教習 7,000円(税別)
他の認定資格教習 1,000円(税別)
 - ⑤教科書代：スーパーアドバイザー本教習 2,000円(全部注文の場合、税別)
他の認定資格教習 500円(全部注文の場合、税別)
 - ⑥教習料及び教科書代の納付方法：
受講料及び教科書代は、教習開始日(12月24日、又は1月22日)に現金で納付して下さい。
 - ⑦受講申込先：一般社団法人佐賀県自動車整備振興会
- 8.教習開始及び修了案内：受講申込時に提出の葉書にて通知します。

※申込者が20名に満たない場合は実施出来ないことがあります。(スーパーアドバイザー本教習に関しては平成16年度に1回開催し、以後は応募が少人数のため開講できない状況です。尚、認定資格教習に関しては、少人数でも開講致します。)

※詳細については振興会教育課迄お問い合わせ下さい。(Tel 0952-30-8181)